

鹿沼市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫毅

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査（工事監査）

2 監査の期日及び場所

(1) 期日 令和6年2月14日

(2) 場所 監査対象工事現場

3 監査の対象

(1) 対象工事

水源地域振興拠点施設新築工事（建築工事）

(2) 所管部局

経済部 観光交流課

4 監査の着眼点

工事の(1)計画、(2)設計、(3)積算、(4)契約、(5)施工、(6)検査、(7)維持管理業務、(8)委託業務について、適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

- ア この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人日本技術士会と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士の派遣等を依頼した。
- イ 予備監査として、所管部局より提出された関係資料に基づき、技術士が書類調査を行った。また、必要に応じ、技術士が書面にて関係職員に説明を求めた。
- ウ 本監査として、所管部局の関係職員及び工事関係者の出席を求め、監査委員及び技術士が聴取と質疑等を行った。併せて、工事現場の視察調査を実施した。

6 監査の結果

公益社団法人日本技術士会から提出のあった工事技術調査報告書に基づき検討を行ったが、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

なお、詳細については、別紙の工事技術調査報告書のとおりである。